

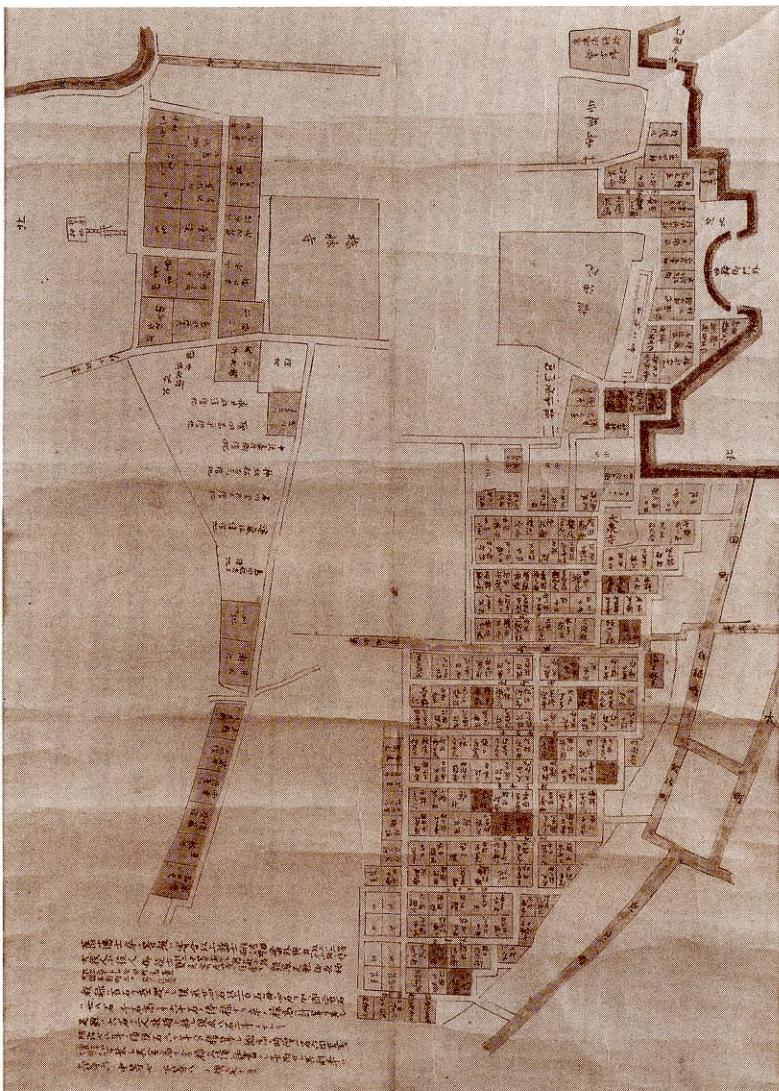
# 文書館だより

第19号  
平成4年7月

発行／群馬県立文書館  
〒毛一 前橋市文京町三丁目二番六号  
 印刷／朝日印刷工業株式会社  
（03）321-3362  
 題字／岡庭征人書

内案＝

- 公文書・記録保存専門講座を終えて
- 県内歴史資料保存機関収蔵文書案内2
- 新たに閲覧できる古文書
- 新たに収蔵された行政文書
- 古文書解説コーナー



前橋城内外家臣屋敷割図（仮称・部分）

縦177cm・横55cm 軸装・彩色図

鹿沼誠氏所蔵（明治四十年八月二十二日写）

\*他の部分は「前橋城内」「源英寺周辺」の屋敷割図であり、それらが一巻に軸装されています。

この絵図は江戸時代前橋藩松平家の家臣であった鹿沼家が所蔵する「前橋城内外家臣屋敷割図」（仮称）の一部です。鹿沼家は下野国鹿沼の出身で、寛永年中に越前大野において松平家に召し抱えられました。『前橋市史』によると幕末の当主政忠（泉平）は江川太郎左衛門（垣庵）について鉄砲の術を修め、銃砲隊頭となり、鉄砲奉行を勤めたとあります。その当時の禄高は三百石でした。

その子禄扶氏は、藩校博喻堂に学び、廃藩後は小学校に奉職し勢多郡横野村三原田小学校などの校長を歴任しています。その禄扶氏が明治四十年に贈写したのが上掲絵図です。絵図中の詞書によると原図は「元前通大惣代持田孫平治良家」にあつたものです。

原図の作成年代は不明ですが、他の類似絵図などと比較しますと、前橋城が再築された慶応年間（一八六五～六七）から明治初年の頃の絵図であろうと推定できます。なお、詞書には「老臣、千石以上二千三百石以下、邸内千坪以上」のような記述が「寄合」「諸士」「医者」「番外」「役人及徒士」について有り、屋敷割図はこの身分別に色分けがなされ、姓名がすべて記載されています。上掲絵図の右側は「諸士」のうち二百石～百石級の家臣屋敷が多く集まっていた龍海院のある現在の紅雲町二丁目、表町一・二丁目付近にあたります。左側は橋林寺のある現在の住吉町一丁目付近にあつた五十石未満級の「役人及徒士」の屋敷図です。

（主任 鈴木一哉）

## 「公文書・記録保存専門講座」を終えて

県立文書館では、平成四年二月十二、十三日に「公文書・記録保存専門講座」を開催しました。これは、「公文書館法」の趣旨を受け、歴史資料としての公文書、古文書その他の記録の重要性を理解し、その適切な保存と利用をはかつていくため、県内各市町村の文書事務担当者、文化財担当者、史（誌）編さん担当者、歴史資料保存機関の職員に呼びかけて開催したものです。講座には、二日間それぞれ四十五名の参加者があり、熱心に行われました。

### 公文書・記録保存専門講座日程

#### 第一日目

##### 一 「公文書館法と歴史資料保存」

中野目徹 国立公文書館公文書研究職

##### 二 「群馬県における文書管理」

荒木秀子 県学事文書課文書係長  
星野富夫 文書館行政文書課長  
遠藤忠八 潮市立資料館長

##### 第三日目

##### 四 「古文書の収集と整理」

田中康雄 文書課長

##### 五 「行政文書の受入れと整理」

星野富夫 文書館行政文書課長  
「資料の保存」

原島陽一 文化女子大学教授

#### 第一日目 中野目氏は、公文書館法の趣旨、条文の解釈について説明され、文書のライフコースでの公文書館の関わり

方、地域文書館の可能性について述べられました。次に、荒木氏は、群馬県庁の文書管理について、文書管理体制、情報公開制度との関わり、文書整理の流れと

その現状について話されました。なお、質疑の中で参加市町村の文書管理の情報交換が行われました。

遠藤氏は、八潮市での例をもとに、地域文書館は、地域住民のニーズに応える様々な機能を持つ地域史料センター的性格を有すると述べられ、さらに実務研修機関の組織化について訴えられました。

第二日目 田中課長、星野課長は、県立文書館における文書収集、整理の概要について説明しました。原島氏は、資料の保存についての基本的な考え方を説明されました。「文面だけが全てを語るものではない」と説かれ、いかに全情報を残して行くかという「残し方」が問題となると述べられました。

講義の第一日目は、ときどき利用していたが県立文書館の概要を知ることができ、公文書館法についても内容をよく理解でき、さらに文書館の文書管理の状況から、市町村での資料保存の重要性や管理する施設の必要性を説かれた。

第二日目は、さらにきつい日程であつたが、実務としての収集・整理・受入れについて学び、これからしなくてはならない当市での作業にたいへん役立つ内容であった。最後の館内見学は、これから利用したい資料の状況もわかり、有意義な二日間の講義を受けることができた。

特に講師陣のなかに、資料館を運営されている八潮市の館長を招かれ、そのお話を、当市で資料館に類する施設が計画されたが、公文書を含めた歴史資料の保存についての基本的な考え方を理解いただけたようです。

今後の要望として出された、文書の取扱・補修等の実技、担当者別の研修等につきましては、今後の講座の可能性として検討していただきたいと思います。

なお、今年度は、昨年度とほぼ同じ内容で二月三日、四日に開催します。昨年度参加されなかつた多くの方の参加をお願いします。  
(主任 田中 尚)

存専門講座開催のご案内をいただき、当市としては本当に有り難い講座の開催で、早速職員三人の申し込みを行い、出席させていただいた。

講義の第一日目は、ときどき利用していたが県立文書館の概要を知ることができ、公文書館法についても内容をよく理解でき、さらに文書館の文書管理の状況から、市町村での資料保存の重要性や管理する施設の必要性を説かれた。

第二日目は、さらにきつい日程であつたが、実務としての収集・整理・受入れについて学び、これからしなくてはならない当市での作業にたいへん役立つ内容であった。最後の館内見学は、これから利用したい資料の状況もわかり、有意義な二日間の講義を受けることができた。

特に講師陣のなかに、資料館を運営されている八潮市の館長を招かれ、そのお話を、当市で資料館に類する施設が計画されたが、公文書を含めた歴史資料の保存についての基本的な考え方を理解いただけたようです。

今後の要望として出された、文書の取扱・補修等の実技、担当者別の研修等につきましては、今後の講座の可能性として検討していただきたいと思います。

なお、今年度は、昨年度とほぼ同じ内容で二月三日、四日に開催します。昨年度参加されなかつた多くの方の参加をお願いします。  
(主任 田中 尚)

存専門講座開催のご案内をいただき、当市としては本当に有り難い講座の開催で、早速職員三人の申し込みを行い、出席させていただいた。

講義の第一日目は、ときどき利用していたが県立文書館の概要を知ることができ、公文書館法についても内容をよく理解でき、さらに文書館の文書管理の状況から、市町村での資料保存の重要性や管理する施設の必要性を説かれた。

第二日目は、さらにきつい日程であつたが、実務としての収集・整理・受入れについて学び、これからしなくてはならない当市での作業にたいへん役立つ内容であった。最後の館内見学は、これから利用したい資料の状況もわかり、有意義な二日間の講義を受けることができた。

特に講師陣のなかに、資料館を運営さ

るたが、公文書を含めた歴史資料の保存についての基本的な考え方を理解いただけたようです。

今後の要望として出された、文書の取扱・補修等の実技、担当者別の研修等につきましては、今後の講座の可能性として検討していただきたいと思います。

なお、今年度は、昨年度とほぼ同じ内容で二月三日、四日に開催します。昨年度参加されなかつた多くの方の参加をお願いします。  
(主任 田中 尚)

存専門講座開催のご案内をいただき、当市としては本当に有り難い講座の開催で、早速職員三人の申し込みを行い、出席させていただいた。

講義の第一日目は、ときどき利用していたが県立文書館の概要を知ることができ、公文書館法についても内容をよく理解でき、さらに文書館の文書管理の状況から、市町村での資料保存の重要性や管理する施設の必要性を説かれた。

第二日目は、さらにきつい日程であつたが、実務としての収集・整理・受入れについて学び、これからしなくてはならない当市での作業にたいへん役立つ内容であった。最後の館内見学は、これから利用したい資料の状況もわかり、有意義な二日間の講義を受けることができた。

特に講師陣のなかに、資料館を運営さ

るたが、公文書を含めた歴史資料の保存についての基本的な考え方を理解いただけたようです。

今後の要望として出された、文書の取扱・補修等の実技、担当者別の研修等につきましては、今後の講座の可能性として検討していただきたいと思います。

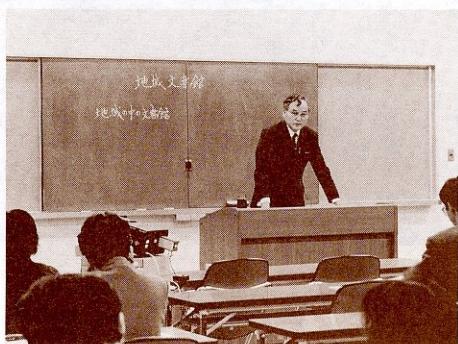
なお、今年度は、昨年度とほぼ同じ内容で二月三日、四日に開催します。昨年度参加されなかつた多くの方の参加をお願いします。  
(主任 田中 尚)

存専門講座開催のご案内をいただき、当市としては本当に有り難い講座の開催で、早速職員三人の申し込みを行い、出席させていただいた。

講義の第一日目は、ときどき利用していたが県立文書館の概要を知ることができ、公文書館法についても内容をよく理解でき、さらに文書館の文書管理の状況から、市町村での資料保存の重要性や管理する施設の必要性を説かれた。

第二日目は、さらにきつい日程であつたが、実務としての収集・整理・受入れについて学び、これからしなくてはならない当市での作業にたいへん役立つ内容であった。最後の館内見学は、これから利用したい資料の状況もわかり、有意義な二日間の講義を受けることができた。

特に講師陣のなかに、資料館を運営さ



遠藤 藤講師

## 講座参加記

渋川市史編さん室 平沢文夫

渋川市の市史編さん事業は予定している全八巻が平成四年度に完結する。十三年間にわたって行われてきた現在までの

経過のなかで、収集された古文書の写し、市役所に保管されていた近・現代資料はかなりの分量になつた。これらをどうするか、当市としては保存や利用に供する施設の建設は確定していないが、いずれは考えていかなければならぬことで、このまま資料を放置することはできない。

整理だけはきちんとして置く必要がある。

平成四年度に始められるよう予算化をと考へていたところ、今回の公文書記録保

存専門講座開催のご案内をいただき、当

市としては本当に有り難い講座の開催で、

早速職員三人の申し込みを行い、出席させさせていただいた。

されるよう推進させる力強さがあつたと痛感しました。

今後は、県立文書館で行つてある技術的な面も内容に加え、指導いただくようお願いします。

○

吾妻町総務課 片貝八重子

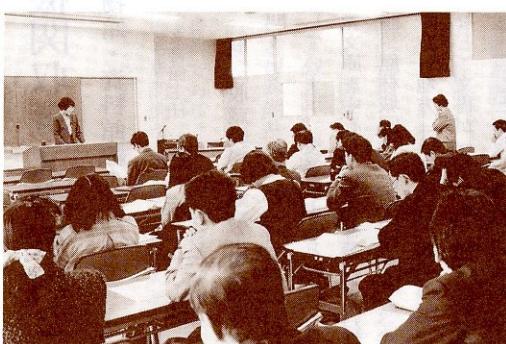
私達公務員は、文書の起案・施行・完結といった一連の文書処理の流れのなかで、日々業務を行つています。そのようにして作成され蓄積される公文書は、他から受領した文書も含めて簿冊にする膨大な量となり、仕事が一区切ついた時など我に帰つて過去の仕事を振り返つてみると、誰もが相当量の文書を扱つてきた結果、自分の手元を通つた文書量の多さに感慨のため息をもらさずには居られません。

私の所属する総務課では、三、五年保存程度の文書綴りでも、一年間に相当量に及びますが、これらでさえ、保存期限経過後も廃棄するには度胸が必要で、いつになつても書庫に無造作に積み上げてあるのが実情です。そのような状態なので、私自身、いざ必要な事項を調べたいと思つた時に、関係書類がなかなか見つからなくて困つたという苦い経験があります。このようになつてしまつても、時々は文書の整理保存の見直しを行う事が如何に大切であるかを知りながら、毎日当

面の忙しい事務処理に追われて、ついこのことを怠りがちになっているためであると痛感しておりました。

県庁では毎年六月に約十日間、文書整理期間を設けて各部局一齊に、保存期限を経過した文書の総点検を行い廃棄されるそうです。また、そこで廃棄して良いと決断した文書についても、県立文書館の方が最終的な判断を行つて要保存とされたものは、以後文書館で永久に保管管理されているという事です。

「年に一度、一齐に文書保存の見直しを行う」という県の制度は、我が町でもすぐに取り入れられる良い制度だと思ひます。



質疑（荒木講師）

県には県立文書館が控えているよう在我町にも文書館の性格を備えた施設があつて専門職員がいれば、安心して公文書の保存管理を依頼し、後の調査・研究に供する事ができるのですが、当面は、

貴重な行政文書の整理保存に職員一人一人が留意し、努力しなければなりません。そして将来的には、群馬県の各市町村に地域文書館が建設されて、住民自らがそこで過去・現在を知り・将来を予測できる素材を集めて地域発展の為、行動できるようになつたら、大変嬉しい事です。

私が町に古文書と行政文書について、人が留意し、努力しなければなりません。

原島先生からは、資料の保存の観点からも、地域資料館の実際の状況と問題についてお話をいただきました。

○

前橋市文化財保護課 井野修二

私は、前橋市文化財保護課で、埋蔵文化財以外の調査事業を担当しています。

調査の中では、公文書や古文書の調査もあり、業務の参考のためにこの講座に参加しました。

役所の文書担当者が多いように思つていたのですが、文化財の関係者や、市町村の担当者、調査員の方が多く、熱心な受講ぶりで、文書に対する関心の高さが感じられました。

具体的な文書の調査については、来年度の計画でしたが、ふだんあまり意識していない公文書の保存について、専門家の有益なお話が聞けたことが、大変な収穫でした。

国立公文書館の中野目先生からは、法

律面からの公文書について、県文書係長の荒木先生からは県の文書管理の実際について、八潮市立資料館の遠藤館長さんからは、地域資料館の実際の状況と問題

について、八潮市立資料館の遠藤館長さんと星野課長さんは、古文書と行政文書について、原島先生からは、資料の保存の観点からも、地域資料館の実際の状況と問題についてお話をいただきました。

原島先生からは、資料の保存の観点からも、地域資料館の実際の状況と問題についてお話をいただきました。

○

○

原島先生は、永く国立史料館に勤められた経験からくる、内容の濃いお話をでした。国立史料館は、私が調査の資料収集で伺つたことがあり、興味深く聞くことができました。

原島先生は、永く国立史料館に勤められた経験からくる、内容の濃いお話をでした。国立史料館は、私が調査の資料収集で伺つたことがあり、興味深く聞くことができました。

資料の残し方が問題になるのは、出所の持つ意味、文面以外の持つ情報が成立事情を明らかにするからであるといった点については、ユーモアのある実例を紹介しながらの楽しいものでした。

形態による判別、保管状況などは、仕事ですぐに参考にできるものでした。

保存についての基本的な考え方も大変参考になりました。

# 県内歴史資料保存機関収蔵文書案内 2

## —博物館・資料館編—

文書館主任 鈴木一哉

本誌第一七号において群馬県内の公立「図書館」における古文書類の保存および公開の状況について概要を紹介いたしましたが、今回は歴史系の「博物館・資料館」における古文書類の収蔵資料について紹介いたします。

歴史系博物館・資料館の中で本格的な収蔵資料目録を刊行している館に、

\*群馬県立歴史博物館（高崎市岩鼻町二三九） Tel(027)263-8201

があります。昭和六三年に『群馬県立歴史博物館所蔵資料目録・歴史』を刊行しています。同目録によれば、主な古文書類は、足利成氏書状を含む赤堀文書四点、桐生市・書上家文書約七四〇点、高崎市正觀寺・清水家文書約七〇〇点、旧利根郡下川田文書約九五点、旧緑野郡森新田村・宮下家文書約四三八点、旧緑野郡上落合村・山口家文書約一三〇点、旧勢多郡水沼村・星野家文書約一六八点などがあります（一般閲覧利用は不可、以下特に断らない限り同じ）。また、

「武尊大明神奥宮寄進帳」を含む林家文書九点、利根郡藤原村検地帳を含む林

も、「収蔵資料目録第1集（飯塚多右衛門コレクション）」と「同第2集」を刊行しています。後者によると同館には旧秋元文庫を中心とする館林藩の封内経界図説や館林城図などの絵図類六六点、武家・町方・地方（邑楽郡新当郷村の村方文書など）文書が一九七点、他に松平武元書状二点などが収蔵されています。

これ以外では本格的な収蔵資料目録を刊行している館はほとんどないようです。

しかし、地域の古文書類が収集・保存さ

れる可能性が高いのは図書館・公民館と

ともに地域の歴史資料館です。以下、主

な歴史資料館名と所在地・電話番号と展

示資料の傾向を簡単に紹介しますので、

参考にしてください。なお、紙数の関係

上すべての歴史資料館を紹介することは

不可能なので、比較的まとまつた古文書

類を収蔵している館のみを記載しました。

○

\*萩原古文書館（安中市東上磯部八五

二） Tel(027)(82)2506

人見堰関係文書など萩原家所蔵の近世

書類を記載しました。

○

\*水上町歴史民俗資料館（利根郡水上町湯原四四一） Tel(027)(73)3007

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

古文書類が大量に印刷された図書と異なり、古文書類を一般利用者の方々が一点で良いのかという問題が残りますが)。古文書類を「一般利用」することはさほど難しいことではありません(ただ、古文書類が多量に印刷された図書と異なる点手にとって「閲覧利用」することはさほど難しいことではあります)。

そこで、古文書類を「一般利用」するには、資料館は、資料を収集・整理・保管・展示して一般的な利用に供しているのですが、主たる目的は資料を展示して一般利用者の方々に「観覧利用」してもらうことにあります。資料一点一点を手に取つての「閲覧利用」はよほどの専門館でないかぎりおこなってはいないのが現状です。まして、各地にみられる総合的な歴史資料館ですと、所蔵資料は考古出土品・民俗資料などにもおよび大きさも形も様々となり、古文書類のみを特別に「閲覧利用」可能な状態にしておくことはかなりの負担となります。また、閲覧スペース・閲覧担当職員の確保も難しい問題でしょう。

以上のような博物館・資料館に固有な条件のため、現在のところ「閲覧利用」のための古文書類の一般公開の条件が十分に整っている博物館・資料館はほとんどありません。したがって、「一般利用」のための閲覧利用は行っていないか制限している館が多いのが現状です。

しかし、新しい流れも出てきています。

\*田山花袋記念館（館林市城町一の三）

阪本一郎

別途にその分の標題目次、件名等の索引

は、古文書類ではなく同市生まれの文豪田山花袋の資料の収集・保存・展示を行っている文学資料館ですが、平成元年に昭和六二年度までに収集・整理した田

山家受入資料三、八三四点を中心とした書簡・作品・書籍・遺品・写真等についての「収藏資料目録1」を刊行しています。そのあとがきに「収藏資料の公開・活用が早急な課題」となっていると指摘されており、今後の活動が期待されます。

平成四年度、いま会は青春の息吹溢れる学園。長期講座修了の新人三十四名を迎え入れた。月例会をA組八十二名、B組七十八名に再編成し、A組は寒河江口記を、B組は伊能家凶作日記を教材に、學習の進行を役員が交代で受持ち、本年は特に文書の内容、歴史的背景に迄つて、こんで學習したいと意図した。文字の解説中心學習から、本来の古文書學習の段階に入つたと言えよう。

特別研修会。前橋市が市制百周年を記念し松平藩日記を上梓すると聞き、会は

を、学習を通して作ろうと企画した。予てよりそのための学習をふまえ、本年はその完成を目指す。図らずも、前橋市百周年記念学習となつた次第、その成果を何らかの形として遺したいと思う。

館外学習。五月に富士見村研修実施。柳井久雄先生の船塚伝次平講話、地元古文書学習、村内史跡見学、実り多き学習ができた。秋は新治村一泊研修の予定。

会報（年四回刊）。最近頓に内容充実、会員の学習前進の証左か。古文書にふれる感動に、今鮎魚の会は燃えている。

\*徳富蘆花記念文学館  
(北群馬郡伊香保町伊香保六一四の八) Tel(0379-71)3377

古文書同好会だより

長崎憲吉

本年度も新たに四名の会員を迎へ総勢三十三名となりました。会員の住所別構成は左記の通りです。

もおよび大きさも形も様々となり、古文書類のみを特別に「閲覧利用」可能な状態にしておくことはかなりの負担となります。また、閲覧スペース・閲覧担当職員の確保も難しい問題でしよう。

以上のような博物館・資料館に固有な条件のため、現在のところ「閲覧利用」のための古文書類の一般公開の条件が十分に整っている博物館・資料館はほとんど

どありません。したがって、一般利用のための閲覧利用は行つていなか制限している館が多いのが現状です。

かに、研究図書室も設置されています。このような閲覧体制をも組み込もうとする資料館がいずれも文学資料館であるのは、収集される資料が基本的には文書資料であり、資料収集対象が限定されている専門的な資料館であるため可能であるということがいえます。

前橋八名、高崎三名、桐生大間々二名、勢多三名、伊勢崎佐波六名、藤岡多野四名、安中碓氷四名、利根一名、埼玉県一名。さて昨年から企画しておりました会誌が一月に創刊され会誌名も「ハナミズキ」と決まりました。この誌名は文書館裏の駐車場に春になると白い花をつけ読に疲れた我々の目を癒してくれる花木に因んだものです。昨年から引き続き

藩政も農村問題も最も多難な激動の時代に生きた一農村指導者の生活態度や教養のうかがえる非常に興味深く得がたい史料と思われます。或る人が「読書に不可欠な三つの要素は忍耐と持続力と緊張感である。」と言つておりましたが、古文書は更にそれに「好奇心」が加わるのではないかと思い会員一同和やかな中にも鋭意を持つて努力したいと張り切っています。

## 新たに閲覧できる

# 古文書

当館収蔵古文書のなかで、新たに閲覧・利用できるものは次のとおりです。

### ◎勢多郡富士見村・原之郷区有文書

総数七七〇点余のうち江戸時代の文書は約一割くらいで、用水・水車・年貢関係の願書や証文類があります。近代文書では明治期の戸長役場関係が多く、土地・租税・諸入費徴収・学校頬母子掛金取立てなどに関する帳簿、明治四十年の神社合併関係・群馬県令・告示・布達全書などが比較的まとまつたものです。

### ◎前橋市下細井町・小沢喜三氏収集文書

すでに閲覧可能な明治十八年の南勢多郡荒牧村矢端弥八の田畠山林持高名寄帳を務めたことのある家です。総数二九〇に続き、新たに明治十五年の總社神社鳥居上棟および水屋建設に関する群馬県令あて届・願書四点が寄託され、閲覧できることになりました。

マイクロ収集文書では次のものです。

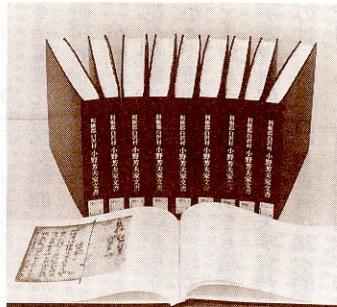
### ◎利根郡白沢村・小野芳夫家文書

旧利根郡高平村の名主を務めた家です。

総数八〇点のうち名主関係の文書は少なく、沼田藩真田家の藩政や天和元年の改易に関わる「沼田記」「沼田城引渡し之巻」「真田伊賀守家中役人諸事奉覚書」、家業に関連したものでは近世中後期の多葉

粉・蘭買帳や明治期の酒造諸願書綴があり、ほかに俳諧等の文芸資料もあります。

なお、同村の小野良太郎家マイクロ収集文書はすでに閲覧に供していますので、併せてご利用ください。



小野芳夫家文書

## 新たに収藏された

# 行政文書

管轄受任等 昨年度中に管理委任・引継、

管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、一二五八冊でした（詳細は表1のとおり）。

表1 平成3年度管理受任文書等所属別冊数

室課名	区分	永文	年書	有文	限書	計
企画部	地域振興課			2		2
衛生環境部	薬務課	71		、		71
農政部	土地改良課	45				45
	農村整備課	3				3
林務部	林産課	36			110	36
国土	林用地課	18				128
	道路建設課	22				22
	河川砂防課	428				428
	砂防課	274				274
	都市計画課	31				31
知事部	局合計	928		112		1,040
教委事務局	管理課	31				31
	福利課	65				65
	義務教育課	26				26
	高校教育課	17				17
	青少年課	51				51
教委事務局	合計	190				190
公立学校共済組合群馬支部		28				28
総	計	1,146		112		1,258

また、このほか広報課から、群馬県広報ビデオ「ニュース映像でつづる戦後ぐらんまの歩み」（一本）、ならびにこのビデオ作成のためにリプリントした「県政映画」および「群馬ニュース」の一六ミリ映画フィルム（ネガ・プリント各二六本）合わせて五三本を保存用として受け入れました。

ほかに、七日市藩前田家の重臣では大きく、沼田藩真田家の藩政や天和元年の改易に関わる「沼田記」「沼田城引渡し之巻」在目録作成中です。今しばらくお待ち下さい。

（主任 岡田昭二）

里家マイクロ収集文書もありますが、現存していないうれしい現状では貴重なものといえます。明治期以降では第十二大区戸長や第三十七番中学区取締の辞令などがあります。また、議会図書室からものも遺跡発掘調査報告書等です。

部	局	名	冊数
総務部	企画部	107	189
企画部	県民生活部	103	208
衛生環境部	農政部	545	65
農政部	商工労働部	212	419
土木部	議会図書室	1	513
議会図書室	教委事務局	119	2,481
合計	平成3年度収集文書部局別冊数		

収集 昨年度の県庁の文書整理で県の各機関が廃棄した文書中から、文書館が歴史資料となり得ると認めて収集したもの

は、二、四八一冊でした（詳細は表2のとおり）。このうち議会図書室からのものは、除籍された国の機関の白書や県内の

遺跡発掘調査報告書等です。

昨年度の収集文書には、平成2年度末の臨時文書整理で収集したものが三七七冊含まれています。これは県庁舎改築に

石楚人書詩卷之二

一 南周十二月正音庚辰時南村百姓源在金也

古文書解読コ－ナ－

写真の文書は、安永四（一七五五）年、閏十二月二十日、夜十時頃、三波川村百姓源右衛門の家から出火した一件について、三波川村役人から幕府代官前沢藤十郎役所へ出された「出火届」です。

焼失の場合だけ、その類焼の多少により三十日、廿日、十日の「押込」の刑罰が科せられていました。しかし、火元入寺が刑罰の代替として認められるのは、「押込」の刑罰に処せられる場合だけであったようです。(『群馬県史研究』十三号、高木侃「火事と火元入寺」)

源右衛門の場合、自宅だけでなく隣家三軒を類焼したので、江戸役所へ注進されています。その後、何日間の入寺となつたかは不詳ですが、頃を見て出寺願いが出され、翌年の正月、一札を入れ出寺しています。

新燒佳酒至高濃香醇濃清幽微及之  
如玉液般無比美酒醉人風味妙不可言  
此酒之名不外乎酒質之好也實為飲食  
小酌良辰抑或大酒會之時極其宜當

緑禁郡三波川村は、村高二九一石四斗余、家数三〇〇軒前後、皆畠の山村です。火元の源右衛門は、当時五歳、夫婦・子供・嫁・孫の七人家族で、家では農間に紙漉きの仕事をしていたようです。その日も昼十二時頃から夜八時頃まで、台所で紙に漉く楮を煮ており、釜の火が、側に積んであつた枯木に燃え移ったのを知らずに寝込み、火事になつたと記されています。

金剛寺をはじめ寺方は、宗門人別や葬儀、護摩執行などに携わるだけでなく、博奕、喧嘩口論、欠落、奉公人出入等で入寺した者を庇護し、その和談内済に関与しており、村内・外の関係各方面に積極的な働きかけをしていましたことがわかります。

入寺住山僧之沙門中上人

上列海禁部三處以付

西漢書  
孫市

卷之三

12

12

17

八  
卷

卷之三

卷之三

三  
三十萬

八

卷之三

卷之三

新漢城十郎様  
御役所

出火について、幕府の統一的な法令ができたのは享保二十（一七三五）年のことと、寛保二（一七四二）年の御定書には、平日、火元は自宅だけを焼失したときは刑事責任はなく、類焼した家があり、しかも小間十間以上

上州綠埜郡三波川村

卷之三

卷之三

前尺塗十郎兼潤

百姓代  
孫市印  
組頭藤右衛門印  
(以下七名略)

罷成、隣家五右衛門・長石衛門・門右衛門と申百姓三軒  
類焼仕候、源右衛門儀も相勤候得共、消候儀及かね  
声を立候得者、其夜八東南風有候得共、村中  
之もの欠着火消留申候、尤良右衛門・門右衛門儀者  
小家故押潰火消、人馬二怪我等も無御座候  
源右衛門無調法至極迷惑奉存、当村金剛寺江  
入寺仕候、依之御訴申候、以上

